

平成31年
(2019年)
4.15
No.852

広報ほっと京たなべ

http://www.kyotanabe.jp/

発行/京田辺市

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80

☎0774-63-1122 / FAX 0774-63-4781

FAX でも問い合わせを受け付けます

■ **主な内容**

02 暮らしの情報

04 京たなべ de 子育て

f 市公式フェイスブックで
最新情報をチェック!



同志社山手・松井山手に **2園が誕生!** 市内初の認定こども園

今月、市内初となる幼保連携型認定こども園が2園オープンしました。市と(社福)みみづく福祉会が連携協定を結び、同志社山手地区に整備を進めてきた「こもれび」と、園舎を増築し新たに幼稚園部を設けた(社福)松井ヶ丘福祉会が運営する「松井ヶ丘保育園」では、真新しい園舎に目を輝かせる子どもたちの姿がありました。



敷地面積約6,500㎡、床に無垢材の国産ヒノキを使うなど自然の温もりあふれる「こもれび」の園舎。保育室のほか、図書室・プレイルーム・多目的ルームなどを備えます(=写真④)。4月3日の「こもれび」の入園式では、くす玉で開園・入園をお祝いすると、拍手と歓声に包まれました(=写真⑤)



4月21日(日) 市長・市議会議員選挙 そうだ、投票へ行こう。

午前7時～午後8時

【投票できる人】
平成13年4月22日以前に生まれた日本国籍の人で、1月13日(転入届出の日)以前から市内に引き続き住所がある人
市外に転出した場合は、その日から投票権がなくなります。

【投票所】
投票所入場券をご覧ください。なお、市内で転居した人の投票所は次のとおりです。
▼4月5日(転居届出の日)以前…新住所地 ▼4月6日以降…前住所地
郵送する入場券は、届くまでに数日かかることや、家族でも別々に届くことがあります。入

場券を忘れた場合は、投票所の受け付けで申し出てください。
＼期日前投票／
投票期間＝4月20日(土)まで
時間＝午前8時30分～午後8時
場所＝市役所4階403会議室
印鑑・本人確認書類などは不要です。投票日前日は混み合いますので、早めにお越しください。
【問合せ先】
選挙管理委員会(総務室内、☎64-1337)



元気道場の椅子de介護予防 参加者募集

市は、椅子に座ってできるストレッチやトレーニングで介護予防につながる元気道場の参加者を募集します。

日時・会場・定員は下表のとおり
対象は自身で来所できる本市の介護保険第1号被保険者(65歳以上)で、すべての回に参加できる人
申込方法は電話かはがきで、氏名・生年月日・住所・電話番号・希望する会場を連絡してください
しめきり5月15日(水)(必着)
申込・問合せ先は高齢介護課(〒64-1373)

会場	老人福祉センター常磐苑	老人福祉センター宝生苑
日にち(全8回)	6月7日～7月26日の毎週金曜日	6月4日～7月23日の毎週火曜日
時間	午前10時～11時30分	午後1時30分～3時
定員	30人	20人
	初めての人を優先し、多数の場合は抽選します。参加は年度内で1回のみ。	

地震対策補助

■耐震診断士を派遣
通常は5万円以上掛かる診断を、お得な価格で受けられる制度です。
対象＝昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
内容＝耐震診断士(建築士)が、地震に対する安全性評価、耐震補強計画の作成と概算工事費の算出、説明・アドバイスなどを行います
費用＝3,000円
申請・問合せ先＝開発指導課(☎64-1341)

■改修工事費・シェルター設置費を補助
対象＝昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
内容＝下表のとおり。すでに工事着工・契約締結したものを除きます
申請・問合せ先＝開発指導課(☎64-1341)

	耐震改修補助金	簡易耐震改修補助金	耐震シェルター設置補助金
補助率	5分の4		4分の3
補助金上限	100万円	40万円	35万円
対象工事	評点(住宅の耐力)が原則1.0以上に向上する改修	屋根の軽量化など耐震性が確実に向上する改修	京都府知事が認める耐震シェルターの設置

■ブロック塀などの撤去費用を補助 生垣設置でさらに助成
詳しい要件・申請方法などは問い合わせてください。
対象＝次のすべてに該当するブロック塀などの撤去工事
▼コンクリートブロック・れんが・石などで造られている▼道路・公園などに面している▼道路などの地盤面からの高さが60cm以上(基礎・擁壁・フェンスなどを含む)
補助額＝▼撤去のみ…撤去費用の4分の3(上限15万円) ▼撤去跡に生垣を設置する場合…撤去費用の全額(上限20万円)と樹木購入・生垣設置費用の2分の1(上限10万円)。別途、生垣設置奨励補助金の申請が必要です
申請・問合せ先＝▼ブロック塀などの撤去に関すること…開発指導課(☎64-1341) ▼生垣の設置に関すること…緑のまちづくり室(☎64-1344)